関西広域連合毒物及び劇物取締法施行細則

平成 31 年 3 月 27 日
関西広域連合規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）の施行について、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第４号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（受験手続）

第２条　法第８条第１項第３号に規定する毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、住所、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に、写真（出願日前６月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景）を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

（不正受験者に対する措置）

第３条　広域連合長は、試験に関し不正な行為を行った者に対して、その受験を停止させ、または合格の決定を取り消すことができる。

２　前項の規定により合格の決定を取り消された者で、既に省令第９条に規定する合格証の交付を受けている者は、速やかに当該合格証を広域連合長に返還しなければならない。

附　則

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月 15 日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。